

群馬大学情報学部研究生規程

令和3年4月1日 制定
改正 令和5年6月21日

(趣 旨)

第1条 群馬大学情報学部（以下「本学部」という。）における研究生に関する必要な事項は、群馬大学学則（以下「学則」という。）及び群馬大学情報学部規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、月の始めとする。

(入学資格)

第3条 研究生として入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法による大学卒業者
- (2) その他教授会で適当と認めた者

(入学志願)

第4条 研究生として入学を志願する者は、次の書類に検定料を添え、学部長を経て、学長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の卒業証明書
- (4) 写真（規格等は、別に定める。）
- (5) その他必要と認められる書類

(入学許可)

第5条 研究生の入学は、本学部の教育・研究に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、学長がこれを許可する。

(在学期間)

第6条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、研究の必要に応じ学長の許可を得て、その期間を延長することができる。

2 前項ただし書により在学期間を延長しようとする場合は、所定の延長願を期間満了1月前までに提出しなければならない。

(指導教員)

第7条 研究生は、指導教員の指導を受けて、研究に従事するものとする。

(講義又は実験への出席)

第8条 研究生は、指導教員が必要と認める場合には、学部長の許可を得て、講義又は実験に出席することができる。

2 実験に要する費用は、研究生の負担とする。

(他の業務への従事)

第9条 研究生が、他の業務に従事しようとするときは、学部長に願い出なければならない。

(研究証明書の交付)

第10条 研究生が相当の成績を上げて、その証明を願い出たときは、学部長は、研究証明書を交付することができる。

(退 学)

第11条 研究生が在学期間中に退学しようとするときは、学部長を経て、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(許可の取消し)

第12条 研究生として不適当と認められたときは、教授会の議を経て、学長が研究の許可を取り消すことがある。

(雑 則)

第13条 この規程に定めるもののほか、研究生に関する必要な事項は、本学部の学生に関する規定を準用する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月21日から施行する。